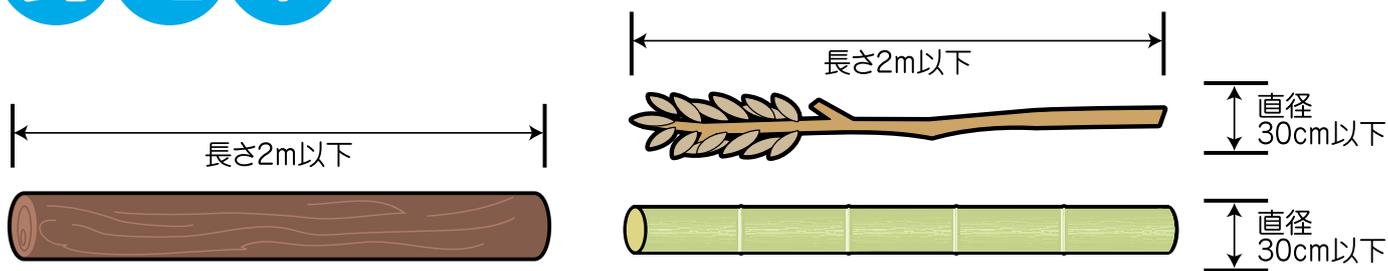


剪定木

直径:30cm以下 長さ:2m以下 枝張:30cm以下



！ 注意していただくこと

- 一般家庭の庭木及び農業に伴う剪定木に限ります。
- 処理料は100円/10kgです。なお、搬入量相当の破碎チップを引き取る場合は無料です。
- 根は可燃ごみとして出してください。
- 葉のみの場合は可燃ごみとして出してください。

【搬入日と搬入場所】

月 火 水 木 金 日 曜日 午後2:00～午後4:00まで 美来の森

※変更となる場合がありますので、広報カレンダーでご確認ください。

事業系ごみ

一般家庭から出されるごみと区別して、事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを事業系ごみといいます。商店、飲食店、会社、工場、事務所など事業活動から出されるすべてのごみは事業系ごみです。

廃棄物処理法では、事業者は事業系ごみを自らの責任で処理しなければならないと定められています。適正に処理がなされない場合、法により罰せられる場合があります。

地域のごみステーションには出せません

事業系ごみは、地域のごみステーションに出すことはできません。排出者の責任において処理する必要があります。

どうすればいいの？

事業系ごみのうち一般廃棄物については、次のいずれかの方法により処理施設へ搬入してください。

- ①処理施設(西濃環境保全センター)へ自分で直接搬入する。(有料)
※搬入許可書が必要ですので事前に市役所環境課へご連絡ください。
- ②瑞穂市の許可を受けた収集運搬業者に依頼する。(有料)

瑞穂市一般廃棄物収集運搬許可業者

(穂積地域)	・中央清掃(株)	TEL326-3421
	・(株)野々村商店	TEL327-4030
(巢南地域)	・(有)揖斐・本巢クリーナー	TEL323-0707
(瑞穂市全域)	・東海環境サービスセンター	TEL0584-62-6662